

第34回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	21名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	社会的障壁・建設的対話について（レクチャー形式）				
司会	土橋恵美子（同志社大学）	レクチャー	永井友幸（大阪大学）	まとめ発表・記録	寺尾藍子（京都精華大学）

記 録

<分科会の概要>

冒頭で「社会的障壁・建設的対話」について、大阪大学・永井氏よりレクチャーを行った。その後、社会的障壁かどうか判断に迷った事例や建設的な対話が成立しなかった困難事例について、4グループに分かれ、意見交換を行った。

<参加者>

大学より21名、その他より1名が参加した（内訳：国公立大学3名、私立大学18名、その他1名）。

<内容>

○レクチャー

社会的障壁、障害の医学モデル・社会モデルなどの用語の解説や機能障害、根拠資料に関する考え方、社会的障壁・建設的対話と合理的配慮についてのポイントなどについて、大阪大学・永井氏よりレクチャーを行った。

※詳細は、別紙スライド資料参照

○グループでの意見交換

事前アンケートで、各参加者から出された「社会的障壁かどうか判断に迷った事例」「建設的対話が成立しなかった困難事例」について、4つのグループに分かれ、議論を行った。

参加者からは、以下の感想が聞かれた。

- ・他大学の取り組みや対応を知る機会となり、大変勉強になった。
- ・各大学で様々な取り組みをされているが、「学生の為」という目的は共通しており、学生主体で考えていくことが重要だと改めて感じた。
- ・「この困りごとだったらこんな対応方法があるな」という感覚的な判断はできていたが、どこに、どのような社会的障壁が生じているのかということと言語化して整理することもとても重要だと感じた。
- ・時間が足りないほど議論が白熱し、他の参加者の意見を聞くことで、知見を広げることができた。

○質疑応答

参加者から寄せられた質問に対して

Q：レクチャーの中で、「評価基準が明確になっているシラバス等の作成に関して理解啓発を行う」と言われていたが、どのような方法があるか。障害のある学生が実験のある授業への参加することで、本質変更につながるのではという意見が教員から寄せられたことがあり、対応に悩んだことがある。

A：実験の本質がどこにあるのかという対話が必要となる。「学生が自分で実験をすること」が目的な

のか、「方法を理解し、観察や考察ができること」が目的なのかでも判断が変わってくる。また、大学の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）も含めて検討することが必要で、対話を丁寧にしていくことが理解啓発にも繋がる。

Q：「教育的配慮」とは？

A：教員個人の教育理念や善意に基づく配慮。教員が教育上必要、有効と判断した場合に提供される配慮であり、合理的配慮は教育的配慮を否定するものではないという点に留意する必要がある。

Q：合意形成以前の授業についても合理的配慮を遡及して提供してほしいという申し出があった時の考え方は？

A：合理的配慮は、本人のニーズに基づき、双方の合理に基づいて提供されるものなので、それ以前に遡って提供するという事は難しいということになる。申請手続きに時間がかかるなどの事情があり、本人の申し出から合理的配慮の提供までに時間がかかる場合、教育的配慮として対応をするということはある。

Q：合理的配慮の申請を行っていた学生が、それまで全く教員への連絡を行っていない状態で、学期終了間際に「課題の期日延長をしてほしい」と申し出た。教員としては、課題が提出できなかったことが、障害が故の配慮の適応であるのか、タイムマネジメント等の課題であるのか判断に迷われた事例があった。当該授業の開講期間中も、支援部署と学生との連絡は取れていたが、授業に関する相談は特になかった。そのケースの場合は、それまでに教員への相談が全くない状態での配慮は難しいとの判断になったが、他の大学ではどのように対応されているか。

A：「連絡がない状態が続き、学期終了間際に相談がある」「学生と音信不通になる」というのはよく耳にする。相談や連絡が滞る場合は、配慮の提供が難しくなる可能性があることを事前に学生に説明しておくのは重要。その結果、学生から相談がなく、配慮の提供が難しい状態になるということはやむを得ない。体調不良時に音信不通になる可能性が高いということが分かっている場合は、連絡時期や方法について本人と確認をしておくということも1つの方法ではある。

# 分科会A 社会的障壁・建設的対話



2025.3.6 関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会A 14:00～



## 本分科会の趣旨

- ▶ 本分科会は、冒頭で社会的障壁の考え方と建設的対話のポイントをレクチャーし、その後、社会的障壁かどうか判断に迷った事例や建設的な対話が成立しなかった困難事例について、フロアの皆さんと意見を交えながら一緒に考える機会とします。

# 社会的障壁について

- ▶ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）  
第七条（八）-2

「行政機関等(事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

→合理的配慮の機能は「社会的障壁の除去」  
（≠機能障害を補う支援）

（定義）第二条

- ▶ 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ▶ 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

# 障害はどこにある？

## －「医学モデル」 「社会モデル」

- ▶ 「医学モデル」：個人の身体や精神の機能障害により困難が生じているとする考え方  
→障害のある個人の機能の回復・改善によるアプローチ
- ▶ 「社会モデル」：個人の機能障害と周囲の環境との相互作用により困難が生じているとする考え方  
→機能障害のある個人ではなく、周囲の環境（社会的障壁）を除去するアプローチ

# 社会的障壁はどこにある？

## －社会に存在する4つのバリア

- ▶ 物理的バリア：移動や動作を行う際に支障を生じさせるバリア （例：車いすユーザーに対する階段）
- ▶ 制度的バリア：社会のルール、制度、条件が整備されない、認知されないことによるバリア  
（例：障害者に対する欠格条項）
- ▶ 文化・情報面のバリア：必要な情報の取得を阻害するバリア （例：視覚障害者に対する紙面での情報提示）
- ▶ 意識上のバリア：周囲の無関心や過剰な扱いについてのバリア （例：障害を理由とする参加免除）

# 機能障害を考慮する必要はないのか？

- ・ 障害を「機能障害」と「社会的障壁」の相互作用でとらえる。
- ・ 障害のない学生との「不均衡」を解消することが合理的配慮の目的。

上記2点を踏まえると、機能障害のない学生に対し社会的障壁の除去をすることは、（合理的配慮の文脈では）他の学生との公平性を損なう可能性もありうる。

→多くの人にとって社会的障壁の除去になるような取り組みを事前におこなうことは有効

## 根拠書類に関する考え方

### ■ 第二次まとめ

障害のある学生から社会的障壁の除去の申出を受けた際に、個々の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出を求めることが適当である。

### ■ 第三次まとめ

障害の内容によっては、資料の取得に時間を要する場合や、根拠資料の提出自体が困難な場合があるため、個々の状況に応じた柔軟な対応も求められる。

大学等は、そのような状況を考慮することなく、一律に「根拠資料がなければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応をとらないよう留意する必要がある。

**社会的障壁を検討するにあたり、機能障害のアセスメントを十分におこなうことは必要。**

# 社会的障壁はどこにある？

## 当たり前のこと？

階段がある

授業では教員が口頭で説明する

テストは手書きで回答する

課題の提出期限がすべての受講生に一律に定められている

授業は対面で受ける

試験時間がすべての受験生に一律に定められている

田中（2024）インクルーシブキャンパスに向けて：障がい学生支援と新たな価値の創出  
日本特殊教育学会第62回学会 教育公演 配布資料

# 「意図されずに」「無意識に」「悪気なく」 社会のスタンダードになっているものは何か

機能障害	社会的障壁	合理的配慮
車いすを使用して移動する	階段がある	スロープを設置する
聴覚的情報の取組が困難である	授業では教員が口頭で説明する	情報などを視覚的に提示する
所持障害で文字を書くことが困難である	テストは手書きで回答する	PCによる回答
実行機能の障害で段取りが悪く課題遂行に時間がかかる	課題の提出期限がすべての受講生に一律に定められている	課題提出の延長
間隔過敏で教室の蛍光灯の光では集中できない	授業は対面で受ける	オンライン受講
肢体不自由のためマークシート塗りつぶしに時間が係る	試験時間がすべての受験生に一律に定められている	試験時間の延長

当たり前すぎて  
通常認識しない？

# 障害学生への合理的配慮をどうとらえるか

- ① 「社会に適応していない障害者に対する善意による恩恵」
- ② 「社会がマジョリティ（非障害者）基準に作られてきて、障害者に犠牲を強いてきたことに対する保障」

（松田, 2023）

→障害学生支援部署の担当者は、（多くの人）が②の方でとらえている（はず）が、教員や部局担当者は①でとらえていることが多いのでは……？

①の考え方で合理的配慮が提供されると、心身の機能障害がある個人に対して配慮をするという認識が残り、社会が作り出している障壁を除去するという認識が希薄になる。

=>合理的（？）配慮は提供されても、社会的障壁を除去する視点（社会モデル）は根付かず、障害の個人モデルによる理解が強化・再生産される（松田, 2023）

「○○障害があるから、～～という配慮が必要」という説明をしていませんか？



# 社会的障壁を言語化してみる

- 1 学生は、〇〇障害のため、★★することが困難な状態である。
- 2 受講する授業はこれまで△△という形態・前提で行われており、その（事物・制度・慣行・観念）は、その学生が◆◆にアクセスするための社会的障壁となっている。
- 3 この社会的障壁を除去するために～～による環境調整が必要である。

## Ex 1) 注意の転導性が高く聞き逃しが多い学生（Aさん）の場合

- 1 Aさんは、不注意優勢型のADHDであり、授業中の些細な音に気を取られる。
- 2 科目Bでは、試験範囲などの重要事項が口頭のみで通知される。。  
この慣例は、Aさんの情報取得を阻害する社会的障壁となっている。
- 3 この社会的障壁を除去するためにAさんに対し書面による重要事項の通知を行う必要がある。



Ex 2) 障害の状態に応じて入院を必要とする学生（Cさん）の場合

- 1 Cさんは病気の状態に応じて入院が必要になることがあり、授業へ安定して出席をすることが困難になることがある。
- 2 受講する科目Dは、授業形態が対面のみで実施されており、そのことはCさんが授業に参加するための社会的障壁となっている。
- 3 教員は、この社会的障壁を除去するために、講義内容のオンライン配信を実施する。

「社会的障壁の除去」が目的であることを意識することで、合理的配慮の必要性を説明することができるようになる。

→建設的対話を促進

.....「社会的障壁の除去」の観点から合理的配慮が検討されればその方法は∞

(配慮の妥当性の検討は必要)

# 建設的対話

## —合理的配慮に関するよくある勘違い

- ▶ 「学生から申請されたことをそのままやらねばならないのか？」
- ▶ 「法的義務を盾にされると、無理してでもやらねばならないように感じる」
  
- ▶ 障害者の権利に関する条約「第二条 定義」
- ▶ 「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。（障害者の権利に関する条約）

その他：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）

合理的配慮の手続き（障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）  
（第4回）資料3 川島）

つまり、社会的障壁除去の申し出があった場合でも、その負担の程度や他者との不均衡が生じないかなどを踏まえ、申請された申し出が適当かどうかを判断する必要がある。

# 建設的対話

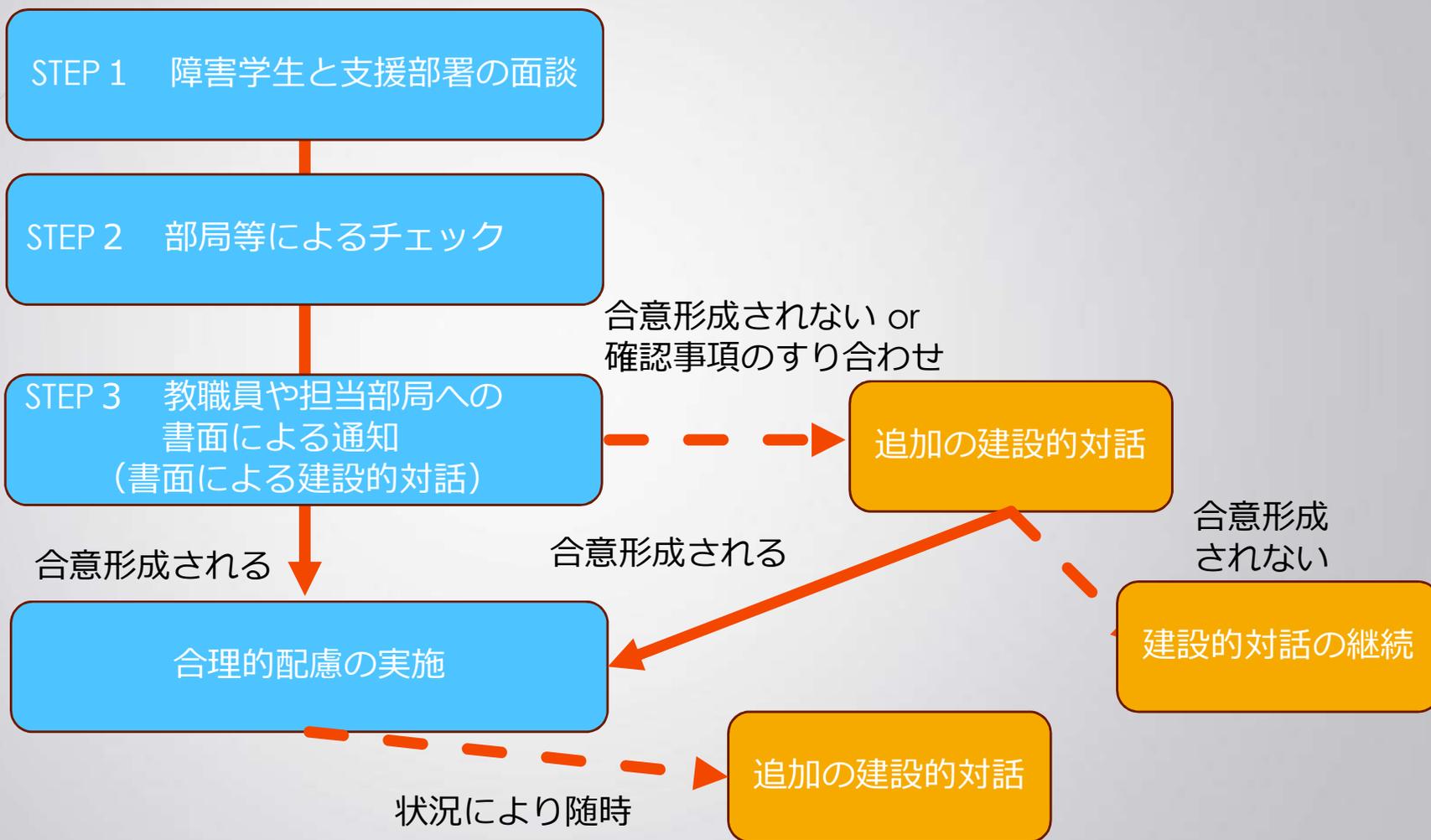
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(内閣府)
- 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、**双方の建設的対話による相互理解**を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の手続き（障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）（第4回）資料3 川島）

- ① 個々の障害者と個々の相手方との間で、障害者側の意思表示がなされた後
- ② 両者の対話を経て
- ③ 合理的配慮の提供または不提供が決定される。

→障害学生と配慮実施者（教員・部局）の間で行われる合理的配慮の提供・不提供に関するやり取りすべてが建設的対話

# 授業における合理的配慮申請の手続きの例





# 合理的配慮の7つの要素

- ① 社会的障壁の除去
- ② 個々のニーズ
- ③ 非過重負担
- ④ 意向の尊重
- ⑤ 本来業務付随
- ⑥ 機会均等
- ⑦ 本質変更不可



## 建設的対話を行うために（準備編）

- ▶ 合理的配慮内容を検討する前に、障害学生に対して合理的配慮は、（書面によるものも含め）建設的対話を通じて決定されることを説明し、理解を得る。
  - ・ 申請した配慮項目は、すべての授業で一律に実施されるわけではない
  - ・ 授業の達成目標や本質によって、授業ごとに個別の調整が行われることもある
  - ・ 特に、機会均等、本質変更の不可、過重な負担となる場合は代替の方法が提案されることは伝えておく方が望ましい（ように思う）
- ▶ 教職員に対して、建設的対話の必要性を明示しておく（FD、通知などに記載）
- ▶ コーディネーターが建設的対話の場に参加する場合は、合理的配慮の7つの要素の視点を踏まえながら、建設的対話を進めていく必要がある。

## ① 社会的障壁の除去

- ▶ 障害学生とコーディネーターで申請内容を考える際に十分に検討しておく。
- ▶ 社会的障壁の除去の視点があれば、代替の方法を検討しやすくなる。

## ② 個々のニーズ

- ▶ 障害学生とコーディネーターで申請内容を考える際に十分に検討しておく。
- ▶ 他の学生と同じ障害であっても、異なる配慮が必要となる場合がある。
- ▶ 本人の意向を聞かず、先回りして行うことも本人の機会を奪うことにつながるため、合理的配慮としてはNG。

### ③ 非過重負担

- ▶ 過重な負担にあたると判断した場合は、その理由を十分に伝え、代替の方法を検討する必要がある。
  - ▶ 申請された合理的配慮内容すべてを教員一人で行う必要はなく、部局等組織としてフォローできる体制を用意する。  
(パソコンのセッティングが困難な場合は教務に依頼、支援機器の操作が困難な場合にはマニュアルを用意するなど)
- 学内のリソースの把握ができていると〇、すべて障害学生支援部署が担うと...大変。

### ④ 意向の尊重

- ▶ 建設的対話の主体は、学生と教員（部局）。コーディネーターと教員（部局）間で合意形成を行わない。必ず学生の意向を確認する必要がある。
- ▶ プライバシー保護は学生の意向が尊重される必要があるが、他学生への露見がまったくの0を希望する場合、合理的配慮の実施が難しい場合もある。
- ▶ プライバシー保護は0か1かではない。他学生から尋ねられた時、どの範囲で（どのように）伝えるかは、合意を得ておく方が望ましい。

## ⑤ 本来業務付随

- ▶ 介護や医療的サポートは、教員の本来業務ではないが、解決しないと大学生活を送ることができない場合もある。
- ▶ 行政等の学外機関と連携して、支援機関・福祉サービスなどの社会資源の活用が必要になる。

## ⑥ 機会均等

- ▶ 機能障害と社会的障壁によってどのような機会の損失が生じているかを明確にする。
- ▶ 合理的配慮は機会の保障であって、結果の保障ではないこと申請内容を考える際に伝えておく必要がある。
- ▶ 障害を理由に「免除する」ことは合理的配慮ではない（参加の機会の不均等）
- ▶ 障害のある学生に対して、事実上の平等を促進、達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的とりあつかいにならない  
(障害のある学生にだけ特別扱いをすることはできないとの主張に対して)

## ⑦ 本質変更不可

- ▶ 本質変更となることが理由で、合理的配慮として実施できない場合は、その旨を丁寧に学生に伝える必要がある。
- ▶ 教育の本質的能力を評価し、ダブルスタンダードを設けない。
- ▶ 合理的配慮がされているからという理由で、評価基準を変化させる（甘くする、厳しくする）ことはできない。
- ▶ 評価基準の変更はできないが、評価方法の変更は可能。
- ▶ 評価基準が明確になっているシラバス等の作成に関して理解啓発を行う。

## 番外編

- ▶ 教員から建設的対話を拒否される。合意形成がなされない。合意形成後のRA未実施。
  - 建設的対話が不調となった場合の対応を明確にしておく
  - ex)九州大学 基幹教育における学生に対する授業・試験・生活等に関する合理的配慮についての申し合わせ
- ▶ 学生が合意形成以前にさかのぼって対応を求める。
  - 合意形成以前のことについては、合理的配慮の対象とならないことを学生に伝える。  
(教員が個別に教育的配慮として対応することは否定しない)
- ▶ 合理的配慮は教育的配慮を否定するものではない点も留意する必要がある。
  - 障害学生支援部署から教育的配慮を教員に依頼することは.....？  
(ほかの学生との公平性を考えると.....、合理的配慮担当部署から伝えることのリスク)
- ▶ 保護者対応
  - 保護者の意見をそのまま合理的配慮として取り入れることは難しいが、保護者の感じている修学の難しさは、本人が言語化できていない(気づいていない)難しさである可能性。
  - 合理的配慮の考え方を伝えつつ、保護者心配を支持しながら協力体制を組めれば  
(学生と保護者で面接担当者を分けた方がよい場合も)

第 34 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	13 名 (内幹事 3 名)	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	管理職(マネジメント)が考える社会的障壁の除去				
司会	楠敬太(佛教大学)	まとめ発表	樫村健一 (京都女子大学)	記録	山口七重 (関西学院大学)
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>本分科会では、参加者に自大学の学生配付用のリーフレット等を持参いただき、各大学の社会的障壁の除去を目指した障がい学生支援に関わるマネジメント全般について情報・意見交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>大学より 13 名が参加した(内訳:国公立大学 3 名、私立大学 10 名)。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>初めに自己紹介を行い、各校の障がい学生支援の現状と課題、大学で存在する社会的障壁等の課題を挙げ、出された課題から下記 2 項目について、懇談した。参加者は、事務職が中心で、コーディネーター、教員など多職種の参加であった。参加人数が少人数であったため、全員から一律に意見を聞くことができ有意義な時間となった。</p> <p>①教職員の意識・学内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員への研修について、各校の事例を共有。</li> <li>・障がい学生支援チーム(横断型)について、各部署より任命された事務職員のメンバーで構成。各部署に困りごとがあり、お互いが助け合いの形で連携できた。小規模大学であるから可能な部分もある。会議体や研修を通して、教員にも理解を得る。大学全体として横断型の意識づけを行った。</li> <li>・教職員の理解を得るための各校の事例を共有。</li> <li>・定例の学内研修。年 1 回、全専任教職員が参加する形態での実施。録画し、オンデマンドとして、学内のポータルサイトに掲出。非常勤の教員にも視聴してもらっている。自大学の現状を知りたい教職員が多く、支援担当者や学生相談室に学生支援の現状を話してもらった。</li> <li>・障がい学生支援を他の教員がどのようにしているのか知りたいという要望があり、リアル調整会議の後、グッドプラクティスのように紹介した。教員同士で伝え合い、スキルの共有をすることで、共感できる機会となった。リアルな話題を教職員間で共有している。</li> <li>・非常勤の教員に対し、負担感なく伝える工夫について各校の事例を共有。</li> <li>・合理的配慮としてのオンライン授業についての考え方と意見交換。</li> </ul> <p>②体制整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の風土によって、シラバスには書かれていない慣習(宗教)や文化、学問領域(医療系、芸術系)等が社会的障壁になっていることもある。除去する工夫について、各校の事例を共有。</li> <li>・ディプロマポリシーにも繋がっていく。経営陣も含め、教育の質を改めて考えていく。</li> <li>・風土を崩していく。教職員への学内研修を実施し、障がい学生支援への理解を深めてもらう。教職員の意識改革。</li> <li>・学内、部署間の関係性、人と人との距離を縮めていく。部署を回って困りごとを聞く等。</li> <li>・大学風土の体制整備として、横(部署間)の連携を密にしていく。</li> </ul> <p>上記以外にも合理的配慮の申請時期等についても各校の事例を共有した。</p>					

第 34 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	12 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	コーディネーターの専門性（合理的配慮の判断、アセスメント、建設的対話）				
司会	石原加奈 (関西学院大学)	報告	西岡崇弘 (関西学院大学)	記録	鶴野恵子 (桃山学院大学)
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>合理的配慮の判断の迷いや建設的対話の難しさなど、日々の取り組みから生じる不安や戸惑いの課題を事前アンケートにより回収し、対学生・対教員の場面にどのような対応が求められるのか、合理的配慮の内容検討や提供にあたって求められるコーディネーターの専門性について意見交換した。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>大学より 12 名が参加した（内訳：すべて私立大学）。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>合理的配慮の判断と建設的対話に関する事例をもとに話題はコーディネーター業務の広範囲に及んだ。</p> <p>○合理的配慮の内容検討と啓発について</p> <p>（対学生）支援室が申請手続きだけではない相談場所として機能することや、申請時に合理的配慮とはどのようなことを学生に分かりやすく示すための説明資料などが必要ではないか。また、配慮を受けたのち、どのように合理的配慮について考えるようになったかを学生自身に問いかけるような対話の場をもつという意見もあった。</p> <p>学内啓発の具体例には、ポータルや大学サイトへ規程や支援例の発信をするほか、入学オリエン時の配付物による周知、障がい理解の授業開講などを展開できるところもあれば、支援職員が多くの業務を兼務しており、支援業務に専念できず学内整備にはまだ至らないという状況もあった。</p> <p>（対教員）教員への啓発は事前の環境整備にも影響し、教職員向けガイドや新任教職員研修での合理的配慮提供の周知などが必要である。各コーディネーターが専門性をどのように発揮していかについて、学内啓発は欠かせないポイントでもある。</p> <p>○建設的対話について</p> <p>配慮依頼文書は提出しているが教員が本人とコミュニケーションが取れない事例などに対し、支援者が悩みを聞きながら学生自身が話すスキルを高めていく目的をもって対話を継続していくことや、対話のテーブルに乗れない場合の学生側の交渉力を上げていくような相談対応も必要となっている。</p> <p>○根拠資料の考え方と取り扱い方について</p> <p>診断書や手帳を参考資料とし、コーディネーターの見立て、アセスメントをふまえた学内根拠資料をもとに配慮を開始する大学や、診断名のみで状況が図れないもの、逆に修学面の配慮項目が細かに書かれている診断書を学内でどう判断していくか等、取り扱いに苦慮するケースもあった。具体的な記載がない場合やオンライン配慮が望ましいなどが詳細に記載されているものについては主治医に問合せすることもある。総合的な資料と本人状況をあわせたコーディネーターの見極めが必要である。</p> <p>コーディネーターの専門的な知識習得や学生との関わり方について、各々紹介された事例からコーディネーターや心理士、保健師、教員が意見交換により共感し、それぞれの大学環境の構成によってさまざまな制限下で日々苦慮し、対応に迫られている支援者同士の共有が得られた分科会となった。</p>					

第34回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	13名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	精神・発達障がいのある学生への対応（意思の表明、合理的配慮、保護者対応など）				
司会	梅本直（京都外国語大学） 鈴木美佳子（大谷大学） 八木真紗子（大阪公立大学）	発表	梅本直（京都外国語大学）	記録	八木真紗子（大阪公立大学）

記 録

<分科会の概要>

精神・発達障害のある学生の合理的配慮提供や対応の中で、日々苦慮していることや、うまくいったことなど、各大学に事前アンケートを実施し、専門職、事務職、教員などさまざまな視点から意見交換と情報共有を行った。苦慮している事例を通して、その中でおさえるべきポイントや考え方などの整理を行った。

<参加者>

大学より13名が参加した（内訳：国公立大学1名、私立大学12名）。

<内容>

1. 精神・発達障害のある学生への合理的配慮を提供するうえで、苦慮している点について

①主に病識・障害理解・受容の不足、合理的配慮と教育的配慮の境界が不明確であること、そして診断書の曖昧さなどがあげられた。高校までは周囲のサポートがあり卒業することができたものの、大学での合理的配慮をどう考えていけばいいのか、関係者間でも意見が異なることがある。また、学生本人が困りごとを感じていない場合や、他の学生の学ぶ権利の保障、アカデミックスキルの難しさや、公平性などの観点からも、どのように対応すべきかについて意見交換を行った。

このようなケースに関して、障害理解がなく、合理的配慮を希望していなくても、実験授業で進行が難しくなった際には、教育支援として実験補助員を配置するなど、全体へのサポートを行うことができたこと、同時に、個別面談を続けることで自己理解を促進し、困ったことを相談しても良いということを理解してもらうことができたケースも紹介された。

また、キーパーソンがいることでうまくいくことや、教職員間や外部の機関などとも連携が取れると、学生の学びのサポートにつながっていくも改めて確認された。

②オンライン診療をどのように扱っていけばいいのかについて

オンライン診断のみで配慮の必要性や妥当性を担保できるのかという点について疑問があがった。学内でアセスメントができる体制を構築することの重要性が示唆されたが、日々の業務に加えてアセスメントを実施することには、現実的な課題が伴うことの見解もあがった。

2. 親対応において苦慮する点として、障害の受容の難しさや合理的配慮の必要性が十分に伝わらない

ことや、学生本人の意向が未表明で、親が主導して意向を大学に伝えてくることなどがあげられた。このようなケースに対して、親がなぜ自分の子どもの代わりに話をしているのか、その背景をしっかりと理解することが重要であることが共有された。親は自身の子を支援しないといけないというプレッシャーを感じていることもあるため、親の立場や背景を理解することが、本人への支援にも繋がるということが共有された。また、社会移行に向けて、本人が自身のことを他者に伝えたり、援助を求めることができるようになることの重要性を、親ともしっかり共有しておくことが大切であることが確認された。

どのような場合でも、学生本人の主体性を重んじることが重要であること、学生ひとりひとりの困り感をしっかりと拾い上げ、時間がかかるケースもあるが、丁寧に対話を続けていくことが必要であるということが再認識された。また、合理的配慮の7つの構成要素に照らし合わせて、必要な環境調整を行っていくことの重要性が再確認された。

第34回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	11名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障がいのある学生のキャリア支援				
司会	村田淳 (京都大学)	まとめ発表	田中秀明 (京都精華大学)	記録	田中秀明 (京都精華大学)
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>様々な立場や部署・属性の方々の参加があった。約半数は初めてこの会に参加された方々だったが、途切れることなく活発に懇談を行うことができた。初めに自己紹介を行い、その中から出てきた幾つかのキーワードを拾い上げながら、4つのテーマに沿って意見や情報の交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>大学より11名が参加した（内訳：国公立大学1名、私立大学10名）。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>■大学は就職させることを目的とした場所ではないので、まずは修学がメイン。大学の中で学生にどのように学びの提供や評価をしていくのかというところが重要であり、その積み重ねが最終的にキャリアの段階にも繋がっていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護、保育、教育などの分野で学外に実習に出かける際、ASD や知的障がいボーダーの学生等がなかなかうまく参加できず、常に誰かが近くでフォローしないと安全性の担保等が難しかったケースがあった。成績評価をどうすべきなのかも悩むところだった。</li> <li>・実習前にはかなりの時間を割いて教員面談を行い、必要な準備を進めている。</li> <li>・「大学」と呼ばれる機関の中にも、実際には higher education 的な側面と post-secondary education 的な側面についてグラデーションがある。higher education 的な側面においては、成績評価もシビアにしていかなければ、大学たる意味に揺らぎが生じる。後期中等教育以降の「学びの場」として post-secondary education を選択されるという側面もあるので、本人の努力や頑張りをどの程度評価の濃度に入れていくのかという評価の尺度については検討しうる。</li> <li>・大学によっては実習をクリアしないと卒業が認められないカリキュラムもあれば、実習をせずとも、その専門療育の学問をどれだけ学び、身に付けたかという尺度で評価をするようなカリキュラム（所謂ゼロ免課程）もある。</li> </ul> <p>■障がいのある学生が一般のキャリアガイダンスへの参加を希望する場合の情報保障など、修学支援以外の場面において必要なサポートをどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内で主催している企画なら当然のようにサポートがなされるべきだが、実は多くの大学の課題のひとつなのではないか。</li> <li>・支援部署からの情報提供を受け、情報保障の対応についてはキャリア部署の方で検討する。</li> <li>・学外での企業説明会などには学生一人で行ってもらおうことにしているが、心配なケースもある。</li> <li>・キャリア部署が就労移行支援事業所の情報等も持っているので、学生に情報提供を行っている。実際に見学をする際の同行要請があった場合は支援部署のスタッフが対応している。</li> <li>・修学支援以外の場面といえば、例えば大学寮での生活に対するサポートはどう考えるべきか。</li> </ul>					

・本来業務に付随するとすれば合理的配慮の提供義務にあたる可能性がある。安定的に寮運営を行うためと考えれば一つの大学の業務かなとは思いますが、プライベートな生活に関わる部分だしということで、統一的な見解はない。

■支援部署とキャリア部署の連携状況や障がい学生の就労に対する学内体制はどのようなものか。

・基本的には支援部署から必要性が出てきて、出口に至る時にしっかりとキャリア部署に繋ぎながら利用していけるような連携体制を構築している。

・今年度からキャリア部署において「障がいのある学生のための進路相談枠」を設け、学生に周知したところ、予約が埋まるくらいの利用状況が見られる。

・以前はキャリア部署の方では障がいのことはよく分からないから支援部署に対応を求められるような構図も少なくなかったが、徐々に濃淡が埋まってきている感もある。

・相談の窓口を一元化することが必ずしも良い訳ではなく、横断型チームのように色々な部署や様々な大人が関わることは、本人が社会人になるプロセスにおいて重要な視点であるとも言える。本人が望む場合には、学生証にシールを貼るようにしている。ヘルプマークのような意味を持つシールなので、窓口を訪ねた際には本人も相談しやすいし、職員も配慮しながら対応できる。

・学内で従事できるアルバイト業務を設定し、働く経験の場を実際に提供しているケースもある。

・進路設計を考えていく上で、まずはキャリアの部署から、就活に関する一般的な情報について伝える機会を意図的に設定する。その上で難しさや自分に合った働き方などを一緒に考えるようにしている。

■進路選択、進路決定のプロセスにおける家族との連携についてどう考えるか。

・本人は自己理解も進み、力の発揮しやすい環境について考えることができるようになっていたとしても、保護者の理解や認識が逆にバリアとなり本人が苦しむようなケースもあるかもしれない。

・基本的に支援部署が開催するセミナー等は保護者を対象外にしているが、就労系に限っては学生に向けた話を保護者が聞くことも OK としている。

・実際には「一般枠」「障がい者雇用枠」というのは制度上の用語としては存在せず、便宜的な分類に過ぎないが、「障がい者雇用＝軽微な仕事・安価な賃金」というイメージが根強いことも課題である。

■まとめ

① 「就労支援・キャリア支援に関して、何が大学として必要なのか」という点を突き詰めれば、「修学支援をしっかりと進めていくこと」に尽きる。大学で過ごした時間を通じて、修学支援を通して学生自身がどうすれば良いパフォーマンスができるのか、どんな支援があればうまくいき、どんな支援が合っていないのか等、自分のことを正しく理解し、不器用なりにもそれらを伝えていけること、時間をかけてでも良いので企業の人と話せるようになること等が大切である。

② 学外連携がとても大切である。就労系のリソースは数多くあるので、大学も本人も活用できるようにまずは支援者が情報を持っておくこと。各事業所の得意分野や苦手分野等もある。また、就労と生活は両輪であるので、生活支援の必要なケース（朝起きられない、投薬管理が難しい等）に備えて、地域の福祉や医療系のリソースを知っておくことも重要である。